

◇市民憲章を鎌倉市施設に掲示することを求める陳情
陳情の要旨は、鎌倉市民憲章としてあるべき姿を国内、外に宣言したものであるので、これを市長室等の所要所に掲示し、市民を初め鎌倉市市政に関する刊行物への掲載や市施設での掲示など、普及促進に努めていきたいとのことです。議会では、普及促進の取り組み状況などを踏まえ、審査した結果、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

◇認知症の人の緊急時受け入れ施設についての陳情
陳情の要旨は、認知症の人に関係する人々が、日々の心の病と、職員数との関係はどうか。
部長：一人当たりの仕事量が五百三十二人、今年度当初が千四百十五人である。
質問：職員の長期病休者のうち、心の病と、職員数との関係はどうか。
部長：平成十七年度当初が千五十八%で、平成二十一年には三十%程度になると推計している。
質問：ごみ分別と福祉行政難が生じ、周りの協力を得る視点から質問が行われました。

◇認知症の人の緊急時受け入れ施設についての陳情
陳情の要旨は、認知症の人によれば、きまじめで完璧主義であると、自生かすべく心みることを切望するといふのです。市の説明によれば、システムの拡大と施設内容の充実に向け、認知症の人を利用する環境整備に取り組んでいたとのことです。議会では、認知症の人が利用しやすい環境整備に取り組んでいたとのことです。結果、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

陳情の議決結果

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することがあります。今定例会では次の意見書を可決しました。

後期高齢者医療制度の根本的見直しを求めることに関する意見書

後期高齢者医療制度が4月から実施され、4月15日に1回目となる保険料の年金天引きが行われたが、多くの市民から、なぜ、こんなに保険料が取られるのか、なぜ、医療を75歳という年齢で区別するのかなど、今、制度に対する疑問や怒りの声が全国的に沸き起こっている。

この制度は75歳以上の高齢者を後期高齢者として区別し、該当者約1,300万人を加入了いた国民健康保険やその他の健康保険から脱退させ、保険料は基本的に年金から天引きされ、収入がない人も、これまで家族に扶養され保険料の負担がなかった人たちなど多くの人が過酷な保険料負担を求められる。

さらには、医療内容についても必要な検査や治療が制限されるおそれがあり、終末期医療内容についても必要な検査や治療が制限されるなど、差別医療を押しつけるものといって過言ではない。そもそも年齢で区切つて差別医療を行うという制度は、国民皆保険制度を採用している各国においてないものである。

保険料は2年ごとに見直しがされ、現在の全国平均保険料は年額約7万2,000円だが、団塊の世代が後期高齢者になると約16万円になるとの試算が示されているように、政府も高齢者人口の増加や医療費の上昇に伴い、保険料は現行の1割負担から上がるところを認めている。

また、このままで、現役世代に医療費負担が重くなるというが、人間だれもが年齢を重ねていくものである。制度上、団塊の世代が初め、現役世代が75歳になったときは、今よりも保険料負担が重くなることは明らかであり、すべての世代の問題であると言える。

この制度が知られていく中で、国民的な怒りが広がり、国会請願署名は500万筆を超えるなど、制度の廃止や見直しを求める声は日に日に高まっており、医療を提供する機関からも35都府県の医師会が撤回、反対、慎重対応などの態度表明を行っている。

与党の中からも、国が率先して、うば捨て山を作ったような印象を受ける（堀内光雄自民党元総務会長）など批判の声が上がる中、民主党、共産党、国民党及び国民新党的野党4党が提出した後期高齢者医療制度廃止法案が参議院において可決された。この法案は、衆議院において連続審議となつたが、次の国会でも大きな問題となることは必至である。

政府は、現在、後期高齢者医療制度の見直し作業を行っているが、問題の解決には、部分的な見直しではなく、高齢者が安心して医療を受けられる根本的見直しが必要である。

よって、政府においては、後期高齢者医療制度の根本的見直しを行い、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して受けられる医療制度を確立するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

鎌倉市議会

可決した決議

議会は、6月26日の本会議において、多数の賛成により次の決議を行いました。

古都鎌倉の世界遺産への登録推進に関する決議

人類に多大な被害を与えた悲惨な戦争を二度と繰り返さないために設立された国際連合は、教育における国家主義的傾向が人類に危険をもたらしてきたとの認識に基づき、教育、科学及び文化の領域を通じて国際協力を促進することにより世界の平和と安全に貢献することを目的として国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）を創設した。1972年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」もこの目的に従つて策定された。ユネスコが提唱する世界遺産保護とは、人類のかけがえのない遺産を守ることが世界のすべての国民のために重要なことを明らかにした上で、国際社会全体の任務としてその保護に参加することが国際平和と人類の共通の福祉という目的を推進するものであるとしている。

日本政府は1992年に条約を批准し、同時に文化庁が10件の文化遺産を世界遺産暫定一覧表に記載したが、その中で「古都鎌倉の寺院・神社ほか」は、それから16年が経過していまだ世界遺産として登録されていない。世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明については学術的検証にゆだねるとしても、鎌倉市には多くの文化遺産を有するがゆえに世界平和の実現を強く願ってきたという歴史がある。

鎌倉市議会は昭和33年（1958年）3月、平和都市宣言を求める請願を全会一致で採択し、それを受けた鎌倉市は同年8月、「海の平和祭」において平和都市宣言を行った。その宣言文には「多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する」とあり、ユネスコが世界遺産条約を採択する14年も前の先進的な出来事である。文化遺産を後世に伝えるには世界の平和が不可欠であるとの思いは、まさにユネスコの精神と合致するものであると言える。

よって鎌倉市議会は、平和都市宣言50周年の節目の年に当たり、古都鎌倉の世界遺産への登録が推進されることを強く望むものである。

以上、決議する。
平成20年6月26日

鎌倉市議会

行政改革について、次のような視点から質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲章としてあるべき姿を国内、外に宣言したものであるので、これを市長室等の所要所に掲示し、市民を初め鎌倉市市政に関する刊行物への掲載や市施設での掲示など、普及促進に取り組んでいたとのことです。議会では、認知症の人が利用しやすい環境整備に取り組んでいたとのことです。結果、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

行政改革について、次のような視点から質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について

今定例会では、高齢者・障害者の福祉行政について、資源物・ごみ分別収集や災害対策の観点から次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲

行政改革について、次のような質問が行われました。

陳情の要旨は、鎌倉市民憲